

# 電気自動車等の整備の業務に係る特別教育\*の開催について

※労働安全衛生規則及び特別教育規程の一部改正により低圧電気取扱特別教育から変更になりました。

「労働安全衛生法第59条第3項」に基づく「労働安全衛生規則第36条第4号の2」に定められる、標記の教育を下記により開催しますので、受講希望者は下記「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

尚、この特別教育は、ハイブリッド車等対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務を行う、労働者に対して行なわれる教育です。

## 記

### 1. 開催日時及び受講定員

会場	講習日	受付開始時間	受講定員
岐阜本館 岐阜市日置江 2648-4	令和7年4月10日(木)	8:30~	20名

### 2. 教育時間 ① 自動車整備士有資格者 8:45~17:00(学科5時間 実技1時間)

【有資格:1~3級自動車整備士又は、自動車電気装置整備士】

### ② 整備士資格をお持ちでない方:8:45~18:00(学科6時間 実技1時間)

※規程に基づいて実施しますので、遅刻及び早退は認められません。

### 3. 受講料 会員 5,500円

会員外 8,250円

(資料代、消費税含む)※昼食代は含んでおりません。  
振り込みを御希望の方は前もって連絡して下さい。

### 4. 評価試験 講習の最後に、評価試験を実施します。

### 5. 申込締切 令和7年3月31日(月)※定員になり次第 締め切らせて頂きます。

連絡先:教育部 (TEL 058-279-3721)

----- 申し込みは、下記申込書を記入し、合格証書(整備士有資格者のみ)と一緒にFAXして下さい。 -----

教育部行(FAX 058-279-3726)

一般社団法人 岐阜県自動車整備振興会長 様

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育 受講申込書

受講者氏名		生年月日		該当する方にレチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 新規受講 <input type="checkbox"/> 再受講
フリガナ .....		昭和 年 月 日 平成		
整備士種類		整備士番号		合格年月日
整備士				昭和 平成 令和 年 月 日
事業場名及び所在地				
認証番号 第 号	事業場名			
	所在地			
	TEL ( )		FAX ( )	

※ 申込を受理しましたら講習日の一週間前までに案内 FAX を送信させていただきます

※ 講習当日の受講者変更は、御遠慮下さい。

※ 個人情報につきましては、特別教育以外には使用いたしません。

確認欄	受付番号